

あおき保険だより

INSURANCE OFFICE AOKI

自転車も飲酒・ながら運転に罰則

「自転車だから…」
飲酒運転で重い責任が

年末年始は飲酒する機会が増えます。自転車の運転にも飲酒運転に違反や罰則が強化されます。以前に比べると、悪質・危険な運転が減ったように感じるものの、いまだスマートフォンや携帯電話を操作しながらの「ながら運転」を目にする機会も多いです。

警察庁の統計によると、令和5年に全国で自転車による加害事故（自転車乗用者が第一当事者であった交通事故）は1万7,607件で、交通事故件数全体に占める割合は18.4%で、ここ数年、ほぼ同じ割合で推移しており、依然として高い水準です。

自転車乗用中の死傷者数は9万7,805人（うち死者572人）

で死傷者数全体の14.6%、歩行中の死傷者の約1.7倍となっています。自転車が関係する交通事故の8割以上は自動車との事故ですが、自転車が第1当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者）となる加害事故も1万5,929件あり、自転車事故全体の16.1%となっています。

自転車による事故では、被害者になるだけでなく、加害者となり、重大な事故を引き起こす可能性があることも認識しておきましょう。そのような場合、刑罰などの刑事上の責任だけでなく、多額の賠償金を請求されるなど、民事上も大きな責任を負うことになります。各自治体では、自転車の安全利用に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、万一、事故を起こした際



に、被害者への賠償を確実なものとするため、自転車保険への加入を条例で義務化する自治体も広がりつつあります。

被害者にも、加害者にもならないために、自転車を取り巻くリスクを知ったうえで、交通ルールやマナーをしっかりと守り、安全運転を心がけてください。